

# 第11回八街市農業委員会総会

平成22年11月19日  
八街市農業委員会

## 平成22年第11回農業委員会総会

平成22年11月19日午後3時30分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1. 出席者

- |         |          |          |
|---------|----------|----------|
| 2. 吉野光輝 | 9. 小出幹夫  | 16. 鈴木勝雄 |
| 3. 鴨志田進 | 10. 鵜澤敏  | 17. 山本重文 |
| 4. 中嶋則夫 | 11. 小川寛  | 18. 三須裕司 |
| 5. 中川利夫 | 12. 落合健一 | 19. 中田眞司 |
| 6. 山本紀市 | 13. 立崎義久 | 20. 関口芳秀 |
| 7. 森邦央  | 14. 林和弘  | 21. 関端旭  |
| 8. 長澤恒幸 | 15. 荻嶋勲  | 22. 川野繁  |

### 2. 欠席者

1. 加藤孝一

### 3. 事務局

事務局長	藤崎康雄	主査補	山内裕義
主査	梅澤孝行	主事補	唯望

### 4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（市許可）  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

### 5. その他

- 報告第1号 農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出について  
（認定電気通信事業者）  
農地・非農地判断調査の実施について  
農業者年金加入推進について

藤崎事務局長	開会を宣す。（午後3時30分）
川野会長	平成22年第11回の総会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 今日は、大変、朝から晴天に恵まれて、皆さん大変農家の仕事でお忙しいところ、本当に今日はご苦勞さまでございます。再来月といっても、旅行も近づいてきま

すので、風邪を引きませんように。私、風邪を引きまして、もう20日ぐらいになるんですが、なかなか思うように回復しなくて、熱はないんですが、咳が出て、そういうわけですので、皆さん、風邪をくれぐれも引かないように、気を付けていただきたいと思います。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、5条、本体で10件、計画変更承認申請2件、農地法施行規則第53条の規定による農地転用の届出1件、合わせまして総件数で13件が提出されております。慎重審議のほどをお願い申し上げます。

また、農地・非農地の判断をするための現地調査の実施と農業者年金加入推進ということで、皆様方に骨折っていただく予定になっておりますので、よろしく願いを申し上げます、あいさつにかえたいと思います。

ただいまの出席委員は21名です。委員定数の半数以上に達しておりますので、この総会は成立いたしました。

なお、加藤委員より欠席の届出がありましたので、報告をいたします。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いいたします。藤崎事務局長お願いいたします。

藤崎事務局長

それでは、会務報告をいたします。

10月26日、火曜日。午前10時からブロック別農業委員研修会が成田市で開催されまして、川野会長ほか20名の方の出席を得まして、研修を実施いたしました。

なお、随行といたしまして、梅澤、麻生が随行しております。

10月28日、木曜日。午前10時から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、担当委員は関端副会長、鈴木部長、中川委員出席のもと実施いたしました。

10月31日、日曜日。午前10時から八街市の定例表彰式が中央公民館で開催されまして、川野会長が出席しております。

11月5日、金曜日。午後1時30分から転用事実確認現地調査及び農地パトロールを実施いたしまして、鴨志田委員、長澤委員出席のもと実施いたしました。

同じく11月5日、金曜日。午後1時から農業経営基盤強化促進大会が千葉市の青葉の森芸術文化ホールで開催されまして、川野会長、関端副会長、鈴木部長、三須部長、小出副部長、中川副部長、林副部長出席のもと実施いたしました。

11月9日、火曜日。午後3時から農業者年金推進重点市町村巡回推進がございまして、会長室で打ち合わせがございました。出席委員は、川野会長、関端副会長、それから、推進側としまして、農業者年金基金の理事長、農業会議の事務局長が来て説明がございました。

11月15日、月曜日。午後1時30分から部会の現地調査を実施いたしまして、出席委員は、川野会長、三須部長、林副部長、鴨志田委員、山本重文委員、山本紀市委員出席のもと実施いたしました。

11月17日、水曜日。午後1時15分から部会の面接調査を市役所の第1会議室で開催いたしまして、出席委員は、川野会長、三須部長、林副部長、鴨志田委員、山本重文委員、立崎委員、山本紀市委員出席のもと実施いたしました。

以上でございます。

川野会長 次に、議事録署名委員の選任についてでございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川野会長 ご異議なしと認め、こちらからご指名申し上げます。

今月は、議席番号15番の荻嶋委員、16番の鈴木委員にお願いいたします。

議事に移ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について市許可分を議題といたします。

事務局、説明願います。梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、市許可分についてご説明いたします。議案書3ページをごらんください。

番号1、区分使用貸借、所在八街字松林ほか5筆、地目畑、面積合計で2万3千844平方メートル。権利者事由につきましては、経営を譲り受け、引き続き農業経営を行いたい。義務者事由につきましては、農業者年金受給中、引き続き後継者へ農業経営を移譲したいとのことであります。

次に、番号2、区分売買、所在山田台字山田台、地目畑、面積1千983平方メートル、権利者事由につきましては、農業経営を拡大したい。義務者事由につきましては、医療費負担のため農地を売却したいとのことであります。

以上です。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、吉野委員、お願いいたします。

吉野委員 議案第1号1番について報告します。

平成元年に経営移譲年金受給のため、義務者から権利者へ使用貸借権設定により、経営移譲しており、今回はその再設定をするための申請であります。

申請地は市役所より西に約3キロメートル地点から北方向へ約500メートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するか否かについて報告します。

主な農機具として、耕運機1台、トラクター2台、トラック2台を所有しています。労働力は権利者を含め、世帯員が4名であり、技術力もあり、面積要件も問題ありません。

年間農作業従事日数は、年間150日、農業に従事しており、権利者についても兼業ではありますが、農作業を行う必要がある限り農業に従事しておりますので、問題

ありません。

申請地について、すべて効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障ありません。

以上の内容から問題はないと思います。以上です。

川野会長  
森委員

それでは、次に2番、森委員、お願いいたします。

議案第1号2番、農地法第3条申請に係る調査報告について報告します。

申請地について、位置及び境界等については、市役所より南に約12キロメートル、たけのこの里、東に約200メートルに位置しています。境界はパイプ杭によって目印になっております。

申請地の現況ですが、ニンジンの作付中であります。

進入路については、市道により確保されております。

次に、許可基準に適合するか否かについて、まず、権利者は世帯員等が権利取得後に耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含め、すべての農地について効率的に利用し、耕作されるという点でございます。

権利者の所有している主たる農機具は、トラック3台、トラクター4台、掘取機1台、野菜洗浄機1台です。

労働力は、権利者及び世帯員が2名、雇用者が2名、合計4名です。年間作業従事日数は、権利者が300日、世帯員が300日、雇用者が年間延べ600日です。技術力があります。

現在、所有する農地及び借入地は、効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

以上の内容から、農作業の常時従事及び申請地を含め、すべての農地を効率的に利用し、耕作されると認められます。

次に、権利者取得後において、農地の面積の合計が50アールに達するかということですが、現在の経営面積は自作及び借入地を含めて合計が480アールあり、今回の申請地を含めると500アールになりますので、下限面積の50アールに達しております。

次に、申請地に所有権以外の使用及び収益を目的とする権利の設定についてですが、また、周辺農地における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、すべての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の許可基準にすべて満たしておりますので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。  
議案第1号1番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、1番につきましては、許可相当で決定いたします。  
次に、2番につきまして、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、2番については、許可相当で決定いたします。  
次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補 それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、当初計画の所在八街字南富士見、地目畑、面積330平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積346平方メートル。

変更後の所在八街字南富士見、地目畑、面積330平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積331.01平方メートル。

当初目的、専用住宅1棟用地。変更後の目的、専用住宅2棟用地。

当初は二世帯住宅1棟の建築を計画していたが、家族の生活事情により、平屋建て1棟と2階建て1棟の計2棟の専用住宅用地として目的を変更したい。

番号2、所在八街字南富士見、地目畑、面積38平方メートル。

当初の目的、専用住宅拡張用地。変更後の目的、専用住宅2棟用地。

当初は建築予定の二世帯住宅1棟の宅地拡張用地として計画していたが、家族の生活事情により平屋建て1棟と2階建て1棟の計2棟の専用住宅用地として目的を変更したい。

なお、本件2議案につきましては、双方に関連しております。

以上です。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、2番、鴨志田委員、お願いいたします。

鴨志田委員 番号1番と2番は関連しておりますので、一括で調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、市役所より南西に約1.2キロメートル、実住小学校の近くに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。

農地性としては、市街地化が著しい区域内にあるため、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請面積合計369.01平方メートルと、建築面積との関係において面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、すべて自己資金にて賄う計画となっております。

申請地には、小作人等、権利移転に対して支障を来すものはありません。

隣接に対する防除計画ですが、埋立は行わず、整地のみとし、周りにフェンスを設置し、土砂の流出を防ぐ計画となっております。用水は自家水、雨水については柵により宅内浸透。汚水・雑排水は合併浄化槽を経由し、下水へととなっております。

隣接農地の方には説明をし、承諾を受けております。

申請地は土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は何ら問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

川野会長

地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。  
ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。  
議案第2号1番、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長

挙手全員でありますので、1番、2番については、承認することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から5番までを議題といたします。

事務局、説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から5番までについてご説明いたします。

番号1、区分売買、所在文違字文違野、地目畑、面積264平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、アパートに居住しているが、手狭であり、また、将来のことも考えて、当該申請地に専用住宅を建築したい。

番号2、区分賃貸借、所在八街字元光明坊、地目畑、面積2千590平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2千803平方メートル。転用目的、店舗用地。申請地にコンビニエンスストアを建築し、事業規模を拡大したい。

なお、本件につきましては、1千平方メートル以上の土地に対する建築行為となります。この場合、本市におきましては、開発行為に該当することから、都市計画法29条との調整を必要とする案件となりますので、その旨の意見を付すことが妥当と思われます。

番号3、区分売買、所在八街字佐倉道、地目畑、面積508平方メートルのうち142.91平方メートル。転用目的、駐車場用地。申請地に隣接している宅地に店舗を建築し、飲食店経営を行う予定であるが、来客用の駐車場用地が不足しているため、当該申請地を駐車場として利用したい。

番号4、区分売買、所在八街字鶴ヶ沢、地目畑、面積219平方メートル。転用目的、店舗及び駐車場用地。申請地の近くに墓地があるため、その立地条件を活かして切り花専門の花屋を開業したいため、当該申請地を店舗及び来客用の駐車場として利用したい。

番号5、区分贈与、所在東吉田字白幡、地目畑、面積3千581平方メートルのうち330.58平方メートル。転用目的、専用住宅用地。現在、アパートに居住しているが、子どもの成長に伴い手狭なため、当該申請地を親から贈与を受けて専用住宅を建築したい。

以上です。

川野会長 議案の説明が終わりましたので、地元委員の調査報告をお願いいたします。

1番、中川委員、お願いいたします。

中川委員 それでは、議案第3号1番の調査報告を行います。

申請地は、市役所より北へ約1.2キロメートルに位置します。立地基準は公衆用道路に接し、進入路は確保されております。農地区分は第2種農地と判断しました。代替性はないと思います。

面積は264平方メートルで、面積妥当だと思います。

資金は自己資金、借入金の両方です。

用水は市水道、雨水は雨水浸透枡、汚水・雑排水は合併浄化槽。申請地周辺は申請人の植木畑で、西側に農地が接するが、管理道路が入っておりますので、直接、畑の作物への影響は少ないと思います。

現地盤で利用し、周囲に既存ブロック積みがあるため、土砂の流出等はありません。隣接の方も了解しているとのことで、特に問題はないと思います。

以上です。

川野会長 2番は、私の担当でございますので、私から報告いたします。

まず、番号2番について報告いたします。

立地基準ですが、申請地は市役所から東へ約3.3キロメートルに位置しております。県道に面しており、進入路は確保されております。

現地調査した結果、農地区分としては、事務指針の29ページのBに該当しますので、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請はコンビニの店舗用地ということで、交通の多い、この場所を選定したとのことです。用水は井戸水、汚水は浄化槽を設置して処理し、下水処理、側溝に排水する計画で、雨水については宅地処理し、オーバーフロー分を



側溝に放流します。

次に、隣接に対する防除計画ですが、ブロックを設置し、土砂の流出を防ぐ計画で  
ございます。隣接農地所有者は、申請者のもので、問題はないと思います。

なお、申請地は土地改良受益地ではありません。

以上のことから、立地基準、一般基準とも何ら問題ないものと思われ  
ます。

以上で調査報告を終わります。

次に、3番、鴨志田委員、お願いいたします。

鴨志田委員

番号3の調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、市役所から南西に約3.5キロメートルのところに位置  
し、市道に面し、進入路は確保されております。

農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地  
です。第2種農地として判断いたしました。

なお、今回の目的が駐車場用地ということですが、代替性はないものと思われ  
ます。

次に、一般基準ですが、駐車場用地ということで、申請面積142.91平方メー  
トルと面積妥当と思われ  
ます。

資金の確保につきましては、借入金にて賄う計画となっております。申請地は小作  
人等、権利移転に対して支障を来すものはありません。

隣接に対する被害防除計画ですが、隣接周辺に耕作地はありません。また、隣接と  
同じ高さに盛土を行い、砂利敷きにし、周囲には土砂流出を防ぐため、ブロック塀を  
設置  
します。

駐車場用地のため、水道などは引かず、雨水等の処理については、自然浸透にて処  
理をすることとなっております。

申請地は、土地改良受益地ではありません。

これらのことから、立地基準、一般基準とも、本案件は何ら問題ないと思われ  
ます。

以上で調査報告を終わります。

川野会長

4番、落合委員、お願いいたします。

落合委員

それでは、議案第3号4番の調査結果を報告いたします。

申請地は、市役所より南へ約4キロメートル、国道409号から50メートルほど  
西へ入ったところ  
でござ  
います。進入路は確保されて  
おり  
ます。

周辺は個人住宅、墓地、神社等  
が  
あり  
ます。

農地区分は、事務指針29ページのBに該当するため、第2種農地と判断いたしま  
した。代替性  
は  
あり  
ませ  
ん。

申請地の現況でござ  
いますけれども、地目畑ですが、今は草地とな  
って荒  
廃して  
お  
り  
ます。義務者の話では、ここ数年、耕作して  
お  
らず、今  
後も耕  
作でき  
ない  
との  
こ  
と

であります。権利者は、ここに店舗及び駐車場用地として、219平方メートルを求めたいとのことで、面積妥当と思います。

資金は自己資金で、許可後、速やかに計画の着手にかかりたいとのことであります。

周辺農地の営農状況への影響ですけれども、用地の周囲はコンクリートブロック3段積みとし、駐車スペースは砂利を敷くだけで飛散を防止する。用水は水道水、雨水は敷地内自然浸透、雑排水は浸透枡による宅地内処理、汚水はありません。

また、建物は現在の自宅倉庫に付けて建設するとのことで、日照・通風などの悪影響はありません。

申請地は土地改良受益地ではありません。

これらの調査結果から、本案件は問題ないと思われま。

以上で調査報告を終わります。

川野会長 続いて、5番、荻嶋委員、お願いいたします。

荻嶋委員 申請地は、市役所から見て、南西方向に東吉田へと進み、約300メートル進んだところの最初の交差点を右折し、約100メートル進んだところの市道沿いの左側の畑です。

つまり、実家の畑の中央部分をもらうので、もらった後、家を建てたいというのですが、よその畑に迷惑をかける心配はないものと思います。

また、建築資金は全額借入金だそうです、これも問題ないのではないかなと思います。

以上です。

川野会長 地元委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしと認め、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、1番については、許可相当で決定いたします。

次に、2番についてでございますが、都市計画法との調整を条件に原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、2番については、都市計画法との調整を条件に許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、3番については、許可相当で決定いたします。  
次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、4番については、許可相当で決定いたします。  
次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

川野会長 挙手全員でありますので、5番については、許可相当で決定いたします。  
次に、6番から8番についてを議題といたします。  
なお、6番から8番は、関連がありますので、一括議題といたします。  
この案件につきましては、長澤委員に関連しておりますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、長澤委員の退席を求めます。

(長澤委員退場)

川野会長 それでは、6番から8番を議題といたします。  
6番から8番につきましては、部会案件で農地部会第2班に担当していただきました。班長の林副部長をお願いいたします。

林副部長 それでは、議案第3号6番、7番、8番について調査報告を申し上げます。  
6番、7番、8番、ただいま申し上げましたとおり、関連しておりますので、あわせて調査報告を申し上げます。

6番、区分一時転用、所在八街字外満木山、地目畑、面積2千284平方メートルのうち1千267.35平方メートルほか計5筆で9千169.31平方メートル。

転用目的及び転用事由でございますが、土砂等利用による農地造成。

転用事由でございますが、申請地は傾斜地になっているため、耕作に支障があることから、造成により耕作しやすい農地にしたいということでございます。

続きまして、7番、区分一時転用、所在八街字外満木山、地目畑、面積6千582平方メートルのうち2千913.64平方メートル、計3筆で4千342.32平方メートル。

転用目的及び転用事由につきましては、6番と同じでございます。

続きまして、8番、区分一時転用、所在八街字外満木山、地目畑、面積5千872平方メートルのうち4千872平方メートル。これも、転用目的及び転用事由につきましては、6番、7番と同じでございます。

面接聞き取り調査を先日の17日に行いました。当日、農地部会第2班ほか地元担当委員の山本紀市委員、事務局より山内主査補、森主査補にご出席をいただきました。

また、関係課といたしまして、農政課の荻嶋副主査、道路河川課の田中主査補、安見主任主事。環境課、吉野主任主事、坪井技師、村井主事補にご出席をいただきました。

また、権利者代理人及び義務者本人、代表1名の方に出席いただきました。

権利者が申請農地を埋立地として選定した理由でございますが、農地奥の山林を資材置場にする計画において、山林を埋め立てて、平らな地形にした場合、農地と山林の境界に段差が生じてしまうため、農地を含め、全体的な埋め立てを計画しましたということでございます。

義務者が埋め立てを行う理由及び埋め立て後の土地利用計画につきましては、権利者から今回の埋立事業の説明を受け、同意したということでございます。この3名の方が同じく同意されたということです。

権利者の現在の主な事業内容でございますが、農地、山林等に対する埋立事業、これは特定事業になっております。山砂採取事業、現在は香取市内で県条例による特定事業、佐倉市内において山砂の採取事業を行っているということでございます。

会社の概要でございますが、資本金500万円、年商約1億円、従業員6名。所有車両でございますが、重機等バックホー4台、2トンダンプ1台、軽トラック1台、乗用車3台を所有しているということでございます。

埋立工事の事業経歴につきましては、市内の榎戸、西林地区での埋め立ての経歴がございまして、ほか、佐倉市、香取市内においても実施中ということでございます。

資金計画につきましては、自己資金プラス借入金、ほか、山砂の販売代金をそれに充てるということでございます。

事業計画でございますが、申請地への進入道路について、農地部分は市道から直接、山林部分は東側農地内に進入道路を設置するということでございます。

この進入路につきましては、完了時に農地に復元するということでございます。

さらに、西側農地内に進入道路を設置するということでございます。これも完了までには、恒久転用申請を計画されているということになります。

掘削の深さ及び盛土、覆土の高さにつきましては、農地表面の黒土を約50センチメートルから約1メートルを掘削し、隣接山林の山砂を搬入し、表土を覆土する計画となっているそうです。

排水計画につきましては、施工中は山林部分に仮遊水池を設置し、完了時は山林部分に遊水池2カ所、事業区域周囲は堰堤を施工。農地内は自然浸透で処理するということでございます。

隣接農地所有者からの同意状況でございますが、これは同意されているということでもあります。

市埋立条例に基づく事業地から100メートル以内の居住者の同意についても取得済みということでございます。

隣接地に対する被害防除について、堰堤で周りを囲みまして、道路からの水が入らないようにするというごさいます。隣接農地所有者からも、これは了承を得ているというごさいます。

近隣住民に対する事業の説明状況につきましては、11月21日、月曜日、地元コミュニティセンターにおいて説明会を行う予定というごさいます。

以上のことから、八街市の埋立条例を条件にいたしまして、許可相当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

川野会長 調査報告が終わりまりましたので、一般質疑をお願いいたします。  
ごさいませんか。

中田委員 資金なんですけれども、先ほどの説明の中で山砂の販売代金まで入ってきたと思うんですけれども。

林副部長 この畑につきましては、無償にて行うということなんです。ですから、山林部分については、個々にちょっとよくわからないんですけれども、基本的には自己資金と借入金で賄うということでありました。

中田委員 資金の方で、さっき聞いたときは、山砂の販売代金が入っていませんでしたか。山林の販売代金、山砂の販売代金と。

林副部長 すみません。それは間違いました。自己資金プラス借入金ですね。

中田委員 砂の搬出は禁止されているはずなので。

川野会長 間違いだそうですから。

中田委員 わかりました。

川野会長 了解願います。  
ほかにごさいませんか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 質疑なしというごさいますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

6番から8番につきましては、関連がありますので、一括で土砂条例との調整を条件に班長報告どおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員でありますので、6番から8番については、土砂条例との調整を条件に許可相当で決定いたします。

長澤委員の着席を許します。

(長澤委員入場)

川野会長 それでは、会議中ではありますが、ここで15分間の休憩をしたいと思います。

休憩 午後4時15分

再開 午後4時30分

川野会長 会議を再開いたします。

続きまして、その他に移ります。

報告第1号、農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出について、事務局説明願います。山内主査補、お願いいたします。

山内主査補

それでは、報告第1号、認定電気通信事業者による農地法施行規則第53条第14号の規定による農地転用の届出についてご説明いたします。

番号1、所在文違字文違野、地目畑、面積1千269平方メートルのうち6.80平方メートル。目的、電気通信事業施設用地。事業内容、遠隔加入者収容装置の設置。

以上です。

川野会長

これは、報告事項ですので、事務局の説明をもって承諾願います。

次に、農地・非農地判断調査の実施について、事務局、説明願います。

梅澤主査、お願いいたします。

梅澤主査

それでは、本日配付いたしました農地・非農地判断調査日程表をごらんいただきたいと思ひます。

それでは、調査の日程でございますが、11月25日、木曜日から12月8日、水曜日まで、実質4日間となります。11月25日と12月6日の2日間につきましては、転確とあわせて実施いたします。

また、12月7日と8日の2日間につきましては、午前・午後それぞれ2班編成で行いたいと思ひます。

調査の体制でございますが、委員3名と事務局職員1名、副部長以上、地元委員、ほか委員1名ということになります。

日程表の方に実施日、時間、地区、それぞれの委員の割り振り、あと、随員職員の氏名等を掲載してございます。

調査の農地についてでございますが、2ページから11ページまでが調査対象のリストとなります。

筆数合計で245筆。面積で21万3千647.44平方メートル、約21ヘクタール。該当者につきましては、145名となっております。

また、以前、非農地と判断された農地、相続税、贈与税の納税猶予の対象農地、経営移譲年金対象農地、転用申請農地、違反転用農地につきましては、この表からは除いてございます。

それでは、判断基準でございますけれども、13ページをごらんいただきたいと思ひます。

①、②とありまして、四角く、くくっておりますが、まず、①として、その土地が森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合。②として、今言った①以外の場合であって、その土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれ

る場合ということで、①と②に該当するものは非農地、それ以外のものを農地と判断します。その他といたしまして、下に①から⑤に幾つか書いてございますが、④でございますけれども、土地所有者には事前に耕作放棄地の農地・非農地判断に係る事前通知書により通知をしているということなのですが、15日、今週の月曜日に発送をさせていただきます。

また、かなり筆数が多いので、ちょっときついと思いますが、もし、時間内に現地調査が終了しなかった場合につきましては、同じ調査員で日程を別途決めていただきまして、引き続き調査を実施していただきたいと思います。ただ、なるべく、この日程で終わるように、事務局としても事前に準備をして効率的に現地を回るようにはしておりますが、終わらなかった節は、ご協力の方をお願いしたいと思います。

前のページ、12ページに今回の該当する方にお送りした耕作放棄地の農地・非農地判断に係る事前通知書ということで送ってございますので、中には農業委員にご相談があったかもしれませんが、この該当している下の土地の表示が載っておりますが、こちらの該当している地番につきまして、別紙の日程表のとおり現地を調査して、農地であるのか、農地であっても耕作放棄地か。さらに、耕作放棄地ではなくて、すでに農地として利用できない非農地であるのかということで、判断するという旨の通知書となります。

今後のスケジュールでございますが、今回調査を行いまして、12月の総会で最終的に判断をしていただきたいと思います。その判断の結果を受けまして、該当している、非農地ということであれば、本人に非農地通知書を発送いたします。あとは、農政課と課税課の方にも、その旨、通知をいたします。

あと、注意点でございますけれども、今回のこのリストでございますが、個人情報の観点から、取り扱い等は十分に注意していただきたいと思います。

以上です。よろしくご審議のほど、お願いします。

川野会長 説明が終わりましたので、何かご質問がございましたら、お願いいたします。

関端副会長 名簿に載っています本人が死亡している場合の扱いはどうなるんですか。

梅澤主査 死亡している場合の扱いなんですけれども、今、何件か、そういうケースがございました。通知が戻ってきましたので、調査をいたしまして、相続というか、後にやっている方がいれば、後の家族の方に再度、文書を送っているケースもありますし、実は調べたところ、その家が途絶えてしまっているというところはありました。途絶えてしまっているところは、通知が届きませんので、ただ、一応、調査の方はしたいとは思っております。

関口委員 たびたび聞くんですけども、これを見るとかなり数が少ないんですけども、実際に自分が思い浮かべると相当の面積があるんですね。前回この調査をしたときも、私質問したんですけども、どのように抜粋してあるのですか。実際に見て歩いて作成してあるのですか。

梅澤主査 今回でございますけれども、農政課で作りましたシステムで、航空写真に地番図、公図を落とした写真から、ピックアップいたしまして、上から見ていて、明らかに山林の想定をしているところもあります。それと、同じ筆でも一部耕作をされているようなところは除外してあります。本来であれば、そこら辺を分ければいいんでしょうけれども、1筆で半分は耕作地、半分は非農地というふうにするには、本来、分筆しなければいけませんので、所有者の判断もかかりますので、明らかに1筆の中で、もう耕作していないところをピックアップしてあります。また、ほとんど航空写真ですけども、中には現地に行って確認したところもございます。その中で、今回滝台地区につきましては、9件と。

もし、今回のリストにないんですけども、例えば、これは明らかに耕作放棄で非農地じゃないかというところがありましたら、ご連絡いただければ、その際には追加で調査の方をしたいと思いますので、よろしく願います。

川野会長 ほかに。

小出委員 他市町村というのは、他市町村がどういうふうなのかわからない場合にはどうなるのか。

梅澤主査 今のご質問は、他市町村の方で八街市内に農地があるということですよ。今回、他市町村、何件がございました。実は1件だけ、本人から問い合わせがありまして、自分の場所がわからないというところでありましたので、一応、電話でこれこれ、こういう場所にあるですよというご説明はしたところ、わかったということだったんですけども、他市町村で実はどうしても住所が追えない方もいらっしゃいます。ですから、うちの方としては、追える方については、多分わからなければ問い合わせが何件かあったんですけども、あると思っております。あとは住所を追跡してもわからない方については、やはり現地の調査はいたしますが、それだけで、その先はちょっと、非農地通知も出しても着かなければ、これはどうしようもないのかなというふうには思っております。現実的に登記簿の住所で、本来、税金がかかっている土地であれば、課税課で毎年、納税通知書が着かないと住所の追跡を行うんですけども、大抵、農地とかという点で、あまり面積を持っていないと、税金もかかっていないということで、住所がそのままになってしまっているというケースが多々ございますので、その辺はどうしても、やむを得ないのかなというふうには思っております。

川野会長 わかりましたか。わかったような、わからないような。

藤崎事務局長 今回の件でございますが、基本的には、地主には立ち入る通知でございますので、ここで、今回リストに載っている田畑につきまして、現地調査をしていただきまして、これは農地じゃないよという判断を農業委員にいただいた後に、来月の総会で、その認定をしていただくわけですが、その後、例えば、その地主さんが八街市の方に農地転用の申請に来た時点で、既にもう農地法の網はかかっていない土地になりますという形での回答になります。ですから、農業委員会としては、ずっと、そのリ



ストについて、去年もやったと思うんですが、リストは持っておりますので、万が一、地主がうちの方へ農地転用をしたいとかという申請が来た時点では、もう農地法の手続きは必要ないですよという回答になろうかと思えます。

小出委員 その現場は、分からなかったわけですか。

藤崎事務局長 わからなかった場合ですか。

小出委員 わかればいいですけども、当然荒地でしょうからどういう土地かわからないどう管理するかわからない。自分の土地もあるんですけども、よくわからないんですよ。

川野会長 この辺だというだけしか、わからない。

梅澤主査 現地に行く際に、当然、動態図鑑のコピーと、あとあわせて航空写真、航空写真の方には、農政課の方からいただいたデータなんですけれども、要は航空写真と地番図、写真の上に地番図が、公図が落としてあります。ですから、最悪の場合、現地に行けないような場所は写真を見ていただいて、周りの状況から総合的に判断していただきたいと思えます。

川野会長 ほかにございますか。

鈴木部長 どのくらいで終わりますか。

梅澤主査 都合が悪い場合は、また、別に日程を定めて行っていただきたいんですけども、ちなみに、鈴木部長は転確も合わせると、2回出ていただくような形になりますのでもし、事前に都合が悪いようでしたら、また、日程調整を行います。

川野会長 それでは、ほかにございますか。

(「質疑なし」の声あり)

川野会長 なければ、この件はこれで終わりにしていただいて、次に、農業者年金加入推進についてでございますが、梅澤主査、説明願います。

梅澤主査 それでは、本日配付の資料もあわせて、一緒に見ていただきたいと思えます。

こちらの資料が配付してあると思えますが、本年度も農業者年金の推進ということで、農業委員の皆様には、個別訪問の実施をお願いしたいと思えます。

本来であれば、本日、推進の依頼に関する文書一式をお渡しして、皆様にお預りする予定でしたが、かなりリストの作成に手間取っておりまして、もう少し時間がかかりますので、後日、皆様のお宅の方に関係書類をお送りいたしますので、その書類によりまして、個別訪問をお願いしたいと思えます。

それでは、若干、ご説明の方をしたいと思います。

まず、お配りしてある資料の①の表紙をごらんいただきたいと思えます。

今年度の八街市の農業者年金加入目標数が13人と、千葉県農業会議の方で設定されております。

次に、次のページの資料2になりますが、さらに、八街市では平成19年度から21年度までの過去3年の加入実績が目標人数を達成できていなかったため、今年度の

加入推進では、特別重点市町村に指定されております。と言われても、見ていただくとわかるんですけれども、ほとんどの市町村が特別重点の市町村ということになっております。それで、特別重点市町村になった場合につきましては、資料③の4ページ、一番最後のページになるんですけれども、①として、加入推進強化月間を年2回以上設定する。

②といたしまして、農業委員1人当たり10人以上の加入働きかけ対象者リストを提出するとともに、個別訪問を実施する。

③といたしまして、個別訪問の結果を加入推進対策会議により総括するという3つが設定されております。

今年度は、これを受けまして、個別訪問の方法を若干変更いたしまして、前年度は個別訪問を実施していただく方として、事務局で推進対象者を特定しておりましたが、今年度は特別重点市町村取組事項の②ということで、農業委員1人当たり10人以上の加入働きかけ対象リストを提出するとともに、個別訪問を実施するとありますので、事務局で加入推進対象者は特に今回は特定いたしません。ただし、加入働きかけ対象者名簿の案といたしまして、概ね50歳未満で、年間60日以上、農業に従事している方をリストアップしたものをお渡しいたします。その名簿の中から委員さんの方で10名以上ピックアップしていただきまして、個別訪問するか、または名簿に記載されている方、全員に対して個別訪問、さらには、名簿に記載されていないが、加入対象者という方がいらっしゃいましたら、個別訪問するかは、皆さんの方にお任せしたいと思います。いずれにしても、最低10人は実施をお願いしたいと思います。

もう1点でございますけれども、10人以上、個別訪問していただきまして、その結果を12月の総会までに報告書により、事務局の方に提出していただきたいと思っております。あくまでも、12月の総会が目標でございますが、期間がないということもございまして、多少ずれ込んで、年が明けるについても、それはやむを得ませんので、ご協力のほど、お願いしたいと思います。

注意事項といたしまして、参考としてお渡しする加入働きかけ対象者名簿に記載されている者についてですが、農業者年金の加入要件である国民年金の加入状況については、特に確認しておりません。事務局でも最終的には確認いたしますが、委員さんの方でも個別訪問される際に、必ず国民年金の加入状況についてご確認をお願いしたいと思います。

また、各農業委員に最低10名以上の個別訪問をお願いいたしますが、地区によっては10名以上、対象者がいないというところもあると思っております。実際、10名いない地区もありますので、その地区については、いらっしゃれば、対象者名簿の方以外についても探していただいて、それでも見当たらない場合につきましては、名簿に記載されている方について個別訪問をしていただきたいと思っております。

今後の予定でございますが、皆さんにご協力いただきまして、推進結果報告をもとに会長と地元農業委員、JAの職員、農業委員会職員による第2回目の個別訪問を1月から2月に実施する予定でございます。特に農業委員の方で個別訪問をした中で、加入希望者、年金に興味がある等の方がいらっしゃいましたら、第2回目の個別訪問を実施したいと考えております。

できるだけ、第2回目の個別訪問につながるような推進をお願いしたいと思えます。

以上が今年度予定している加入推進の計画になります。詳細につきましては、後日郵送で皆さんに発送し、お願いいたしますので、ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。

お忙しいところ、大変申し訳ございませんが、ご協力のほどをよろしくお願いしたいと思います。

それと、もう1点でございますが、12月の広報に農業者年金の加入ということで、広報の方に記事の方を載せておりますので、あわせてご参考に申し上げます。

川野 会長  
関端 副会長

それでは、説明は以上でございますが、質問があればお受けいたします。

2件ほど伺いたいんですが、1点目は、これは制度の問題なんですが、旧年金は経営移譲年金と老齢年金という2つの年金から農業者年金というのは成り立っていたんですよね。今度の新しい年金制度というのは、その辺はどうなっていますか。

藤崎 事務局長

新制度におきましても、もちろん経営移譲年金という制度もございます。これにつきましては、補助対象になっておりまして、基本的には認定農業者等で構成されて、補助を受ける条件はございますが、それから、もう1点、経営移譲につきましては、後継者がいれば、経営移譲年金はもちろんもらえると。ただ、後継者がいない場合はもらえないということになっておりますから、それは旧制度でも新制度でも条件は同じでございます。要するに経営移譲できれば、経営移譲年金はもらえるということでございます。

関端 副会長  
藤崎 事務局長  
関端 副会長

第三者というのは、前の年金も同じです。

第三者でも多分、経営移譲できれば、もらえると思うんです、経営移譲年金はね。

その場合、新制度は、要するに積立方式だから、前と違って安全ですよという説明だったんですが、積立方式と経営移譲年金の関係はどうなんですか。前に、この間、私と会長と話を聞いたとき、ぶっちゃけた話、会長は入ろうと思ったら入れなかったという、あれは、私の記憶が間違っていなければ、老齢年金というのは65歳からで、恐らく1割とか、極端に減っちゃうんですよ、同じ掛け金をかけてね。あれは経営移譲年金が60歳から64歳までの5年間にまとまって余計もらえるという制度だったんですよ。新制度は、その辺、積立方式だから安全だと言っているけれども、中身は一体、経営移譲年金というのが、どこから出てくるのかというのは、積み立てたやつの中で、今度は老齢年金しかもらえないと、それを削られるのかどうかとい

う、そういうのが、内容がよくわからないんですけども。

藤崎事務局長 基本的に、一般の方は2万円から積み立てなんです。その補助制度を受けると、一番受けられる人で1万円自分で払って、1万円は国が補助すると。経営移譲をしたときに、その1万円の補助部分をもらえるか、もらえないかという部分がありまして、経営移譲した方は1万円の部分ももらえると。もし、経営移譲しなかった場合は、1万円しか積み立てていないわけですから、その1万円に対して年金が計算されてくると。最終的に自分の積んだ金額は間違いなくもらえると。経営移譲部分というのは、国で補助している部分は経営移譲でもらえる部分ということですから、実質上、後継者がきちっとできれば、補助をもらってやった部分もプラスになると。

関端副会長 年金需給なんかによって、また、内容が変わってきますね。誰でも、みんな同じような説明をしちゃうととんでもない話になっちゃうので。

藤崎事務局長 ですから、経営移譲年金はもちろんもらえるけれども、制度的にはいろいろあるよくだよという程度にしておかないと、実質、話をして、違うじゃないかということにならないように。

関端副会長 いろいろあるどころではない、それでは、完全にもらえる人と、もらえない人ができちゃうわけだから、それをはっきりさせないと、大体、下手な話をやっているとおまへの言ったことはまるっきり違うじゃないかと、なんだかこっちが言っているみたいで。

藤崎事務局長 ですから、年金の中身につきましては、非常に難しいので、第2回目といいましたけれども、加入希望がある方については、再度、説明に上がりますから、その時点でもう一度、細かい資料とかを見ながら検討していただければというふうに思いますので。

関端副会長 もう1点、伺いますが、ただいま名簿を作るという話でございますが、私は個人的に、今、話を聞いていて、困ったなと思ったんですが、要するに前にも加入にいつていますよね。断られていますよね。断られたところに再度行くというのは、我々役員としても相当これは行きづらいので、その辺をどう解釈したらいいんですかね。前に断られちゃっているのに、また、農業者年金加入推進に来ましたと行くのは、これは幾ら何でもちょっと行きづらいんじゃないかなと思っているんですけども。

藤崎事務局長 以前行ったことがあるということで、断られたということであれば、1回目の推進については、行かなくてもいいと思いますので。新たに、まだ行ったことがないところということで、お願いしたいと思います。

川野会長 今まで推進に行ったのは、認定農業者のところだったから、今度はそれ以外のところも多くなっていると思います。

関端副会長 認定農業者でなくても行っているんですよ、前。年齢でもってね。

川野会長 結局、認定農業者以外は積み立てただけをもらえるということになるんでしょうね。

関口委員 以前の農業者年金制度では、みんなしっぺ返しをくらっているんだから、あなたが積んだのはこれだけだから、農業者年金は破棄ですよ。私ももらう前に三者痛み分けて、一時金で終わりにになりましたけれどもね。これは厳しいな。

藤崎事務局長 確かに旧制度の問題がございまして、加入推進につきましては、非常に農業委員の皆さん、苦しいところもあろうかと思いますが、入る入らないは、個々の問題でございまして、農業委員さんは、年金の推進をする仕事としての職務がございまして、割り切っていて、職務として教えてあげているんだというぐらいの気持ちで言っただけならば、結構じゃないかなと思います。一番、事務局として、また、農業委員、皆さんとして一番困るのは、制度を聞いたことがなかったという方が結構多いということございまして、制度を知らずに年がたってしまったから、私は入っていないんだということがないように、ちゃんと、おれがああとき説明したじゃないかということが、実績として残っていれば、それはそれでいいのかなというふうに思っておりますので、ぜひ、加入はもちろん難しいのは、今こういう時代で非常に景気も悪くて、年金どころじゃないよというようなのが本音でしょうが、職務として情報を伝えるという仕事がございまして、そういう観点で、あまり加入していただくというのが、もちろん一番いいわけですが、そこまで捉われずに情報を伝えていくんだという気持ちで推進をお願いしたいということで、よろしく願いいたします。

川野会長 よろしいですか。

以上で本日の審議すべき案件はすべて終了いたしました。

ご苦労さまでした。

藤崎事務局長 閉会を宣す。（午後5時05分）

議事録署名人

議 長

1 5 番

1 6 番